重要事項説明書(介護予防支援及び第1号介護予防支援事業)

< 年 月 日現在>

1 介護予防支援等サービスの目的

事業者は、介護保険法等の関係法令及び板橋区の定める要綱等に従い、利用者に対し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むために、利用者の選択に基づき必要な指定介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画を作成します。また、当該計画に基づいて指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整その他便宜を図ります。

2 運営方針

- (1)担当職員は、要支援者(要支援1・2)と事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、市区町村、介護予防サービス事業所等の連絡調整を行う。
- (2) 担当職員は、利用者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の様々なサービスと事 業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護予防サービス計画を作成できるよう配 慮に努める。
- (3)担当職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類などが特定の事業所に偏ることのないよう公平、中立に行う。

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事	当	ŧ	者	名	下赤塚地域包括支援センター				
介	護 保	険 :	指 定	番 号	板橋区指定 1301900146				
所 在 地				地	東京都板橋区四葉二丁目21番16号				
電	電 話 番 号 03-			号	03-3930-1821				
F	Α	Χ	番	号	03-3930-1874				
F	A	Х	番	号	03-3930-1874 赤塚1、2、5(1~17番)、6、7、8丁目、				

(2) 職員体制

				常勤	従	事	す	る	業	務
管	理	E	者	1名	統括					
保	健	師	等	1 名以上	介護	予防ケア	ププラン	作成業和	务等の実	!施
社	会 裕	副	士	1名以上	介護	予防ケア	ププラン	作成業務	务等の実	:施
主任	£介護3	援專	門員	1名以上	介護	予防ケア	ププラン	作成業科	8等の実	:施
介訂	蒦支援	専門員	等	1 名以上	介護	予防ケア	ププラン	作成業系	务等の実	!施
計5名以上			板橋区。	人員配置	置基準に	よる)				
備	考 (兼	長任 等	≨)	管理者と保健	師等は	兼務しる	ます。			

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間			月~土曜日	午前9時00分~午後5時00分
休	業	田	日曜日、祈	祭日、年末年始(12/29~1/3)

- 4 介護予防支援等の申し込みから介護予防支援等サービスが提供されるまでの流れと その主な内容
 - ① 介護予防支援等の申し込み

重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。所定の書類を区へ届け出ます。

② 契約の締結

契約を締結いたします。

③ 状態の把握(アセスメント)

認定調査結果および主治医意見書などを入手するとともに、担当の介護支援専門員や保健師等が利用者やその家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。

④ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表 原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表 原案を作成します。

適切にサービスが選択できるよう、地域の指定介護予防サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。利用者及びその家族は複数の指定介護予防サービス事業所の紹介を求めることや、介護予防サービス原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。

⑤ サービス担当者会議の開催

関係する介護予防サービス等担当者を集め、サービス計画原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。

利用者が医療サービスを利用希望している場合には、主治医等意見を求めます。

⑥介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表の交付

検討された介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表をお渡しします。

⑦介護予防サービス等の提供

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス事業者等より提供されます。

⑧状況の把握(モニタリング)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表の実施状況の把握につとめ、少なくとも3ヶ月に1回訪問、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画表の変更を実施します。(短期集中型サービス、住民主体型サービスについては、必要に応じて実施致します。)

⑨医療機関との連携及び主治医への連絡(保険適用内)

サービス計画の作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者の同意を得たうえで、関係する主治の医師若しくは歯科医師、薬剤師等へ情報提供や意見を求めます。その場合、意見を求めた医師等にサービス計画を交付します。

⑩退院支援

利用者が入院する場合には、入院先に担当者の氏名と連絡先を伝えるよう依頼 します。また、利用者の日常生活上の能力や利用していた介護予防サービス等の 情報を入院先医療機関と共有し、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。

⑪給付管理

介護保険サービス等の利用実績を確認します。

①介護報酬請求

介護報酬の請求事務などを行います。

5 利用料金

・介護予防支援料及び介護予防ケアマネジメント料(以下「介護予防支援料等」といいます。) は契約書別紙のとおりです。

なお、法定代理受領によりこの介護予防支援等に対し、当センターに保険給付費 又は地域支援事業費(以下「保険給付費等」といいます。)が支払われる場合、利 用者の自己負担はございません。

・介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、保険給付費等が直接 当センターに支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いい ただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日板橋区の窓口に提出しますと、差額等の払戻しを受けることができます。

6 秘密の保持

事業所の担当職員(退職後を含む)は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者及び家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

7 相談窓口・苦情窓口

①サービスに関する相談については、次の「お客様相談係」にご相談ください。

	電	話	番	号	03-3930-1821
お客さま相談係	受	付	時	間	午前9:00~午後5:00
	相	Ē	炎	者	浅田 清美

②公的機関においても次の機関において苦情申出等を行うことができます。

介護保険課	受	付	時	間	平日 午前9:00~午後5:00
苦情相談室	電	話	番	号	03-3579-2079

東京都国民健康保	受	付	時	間	平日	午前9:00~午後5:00
険団体連合会苦情	=	託	<u> </u>	무	∩ 3 -	-6238-0177
相談窓口	電	話	番	亏	0 0	0238 0177

③苦情処理を行うための処理体制・手順

相談や苦情を受け付けたセンター職員は、その内容を即座に管理者に報告し、苦情処理運営委員会へ状況報告を行い、関連する部署と認識の一致を計り、利用者との意思疎通を十分に図りながら改善策を策定し対処します。また、個別のサービス提供に一定の苦情が集中する場合は、その人材に対して集中指導を行い改善します。様々な方法での対策を講じても改善されない場合は、各関連機関(行政・協力医療機関)と相談の上、解決します。

- 8 介護予防支援サービスの利用に当たって留意いただきたい事項 事業者又は事業者の職員に対する、下記に例示するがこれに限られない身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント行為等(以下「ハラスメント行為」という。)を禁止行為とします。
 - (1) 利用者又はその家族等による、事業者の名誉等又は事業者の職員の人格・尊厳や平穏な生活を否定する様な 言動等を行うこと。
 - (2) 利用者又はその家族等による、事業者のサービスに対する、合理的な範囲を超えるクレームや要求を行うこと。
 - (3) 利用者又はその家族等による、事業者の業務に対する、不必要な干渉や妨害を行うこと。
 - (4) 利用者又はその家族等による、事業者の職員等に対するセクシャルハラスメント

×例

- ①大声、暴言、罵声、執拗にあるいは繰り返して職員を責める、恫喝する。
- ②インターネット上の投稿(職員の氏名等の公開、事業者又は職員の名誉、人格等を棄損するあるいは毀損させる行為)
- ③事業者へのサービス外のサービスの要求、事業者のサービスに対するクレーム あるいはその他の不当な要求のために行われる、合理的な範囲を超える事業者 の職員の長時間の拘束、事業者又は関連事業者の施設あるいは職員の自宅等へ の居座り、事業者、関連事業者又は職員への長時間の電話。合理的な範囲を超 えて繰り返される同様な行為。
- ④脅迫的な言動 (SNS やマスコミへの暴露のほのめかしを含む)、反社会的な言動 によるサービス要求等
- ⑤ 職員に対するつきまとい、わいせつ行為、盗撮、性的な言動や性的な装飾物の 設置等

9 事故発生時の対応

サービス提供に事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等、市区町村、医療関係機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の発生状況及び今後の対応等を報告致します。

10 賠償責任について

- ① 下赤塚地域包括支援センター(以下、事業所)は、介護予防支援等の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者又はその家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。
- ② 利用者又はその家族等は、利用者又はその家族等の責めに帰すべき事由により、事業所の職員の生命、身体、財産及び名誉に損害に及ぼした場合は、相当の範囲内においてその損害を賠償します。

11 契約の終了

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約 を解除することができます。この場合、利用者は、当該地域の他の指定介護予 防支援事業者に関する情報を事業者に求めることができます。
- 2 事業者は、次の事由に該当した場合は、この契約を解除することができます。 この場合、利用者は、当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報を 事業者に求めることができます。
- (1) やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知したとき。
- (2) 利用者又はその家族が、事業者又は職員に対して、この契約を継続し難い ほどの背信行為や8項の禁止行為を行い、事業者の求めにもかかわらず相当 の期間内に当該禁止行為の中止等を行わないときその他この契約を継続し 難いほどの行為を行い、その状況の改善が見込めない場合は、利用者に対し て相当の期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を 解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者の要支援認定区分が、非該当または要介護と認定された場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。
- (2)元気力チェックシートの結果、第1号介護予防支援事業の対象とならない場合。
- (3) 利用者が板橋区外へ転出した場合や死亡した場合、介護保険施設に入所した場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。

12 虐待の防止について

当事業所は、事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、次の 経過措置を講ずるものとします。職員に対して定期的な研修の実施、利用者及び 家族からの通報・相談対応体制の整備、虐待防止に関する責任者として管理者を 選定、その他虐待防止のために必要な措置を講じ、虐待の防止又はその再発防止 に努めます。

13 感染症対策について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

14 不可抗力にともなう非常事態発生時の対応と業務の継続について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 上記(1) \sim (3) にかかわらず、以下の場合、サービスの提供の休止、中断、延期、変更を行うことがあります。
- ①地震、台風の直撃にともなう大雨や暴風、局地的豪雨・竜巻・大雪・路面凍結等の発生によって、下記の事態が発生したとき。
- ・利用者の自宅の物的被害や、利用者・利用者の同居の家族の人的被害が発生したとき
- ・当事業所の建物や職員の自宅の物的被害や、職員の人的被害が発生したとき
- ・当事業所の事業所および当事業所の事業対象地域において停電・ガス供給停止・断水・通信の途絶、交通機関の停止、大規模な渋滞のいずれかが発生したとき
- ・上記のいずれかの発生の有無にかかわらず、当事業所の職員による訪問のため の移動が危険と判断したとき
- ・当事業所が所在する地域の行政機関(気象庁・区役所など)から、当該地域内 を対象として気象に関する警戒レベル4以上相当の警報が発令されたとき
- ②当事業所内または当事業所の事業対象地域において、新型コロナウイルスを含む新型感染症や伝染病の感染拡大が発生したときまたは感染拡大の発生が予想された時
- ③戦争、外国からの攻撃等、暴動、内乱、法令の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の政府の行為、争議の発生にともない、利用者および職員の安全が脅かされる、またはサービスの実施が困難と判断したとき
- ④上記①~③以外の事由によって、当事業所の事業所内または周辺地域において

輸送・通信回線の途絶が発生したとき

- ⑤その他、上記各号に類する事態が発生した場合
- (5) 上記の事態が発生した場合または発生が予想された場合、できる限り速やかに利用者または利用者の家族に、対応(休止・中断・延期・変更)の内容についてご連絡させて頂きます。

但し、通信の途絶が発生している場合、ご連絡できないことがあります。

(6) 当事業所の職員が利用者宅を訪問中に非常事態が発生し、利用者を病院また は避難所に搬送する必要性が生じた場合であっても、職員自身の身体生命の安全 を図る必要があるとき、単独での対応が困難でかつ近隣住民の支援を得ることが 困難な場合は、現場を離れざるを得ないことがあります。

15 その他の運営に関する重要事項

事業所の担当職員は、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 事業所の担当職員(退職後を含む)は、正当な理由がなくその事実上知り得た利用者、家族等の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年4月1日より翌年3月31日の会計期間とする。
- (3) 事業所の運営規程の概要や勤務体制など、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- (4)担当職員は、サービスの提供を利用者に強要、又はサービス事業所から金品 その他の財産上の利益を収受してはならない。
- (5) 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、介護予防サービス計画、サービス担当者会議、介護予防支援サービスの提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。
- (6) 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援、又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- (7) 当事業所は担当職員の資質向上を図る研修を定期的に設けるものとし、また、業務の執務体制についても検証、整備する。

16 ハラスメントについて

当事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、ハラスメント防止委員会を設置し、事業所内や利用者に対するハラスメント防止に務めています。

17 第三者による評価

当事業所は第三者評価を受審しておりません。

ただし事業の評価に関しては板橋区及び板橋区地域ケア運営協議会の事業評価 を年に1回受けています。 重要事項説明書に基づいて、介護予防支援等の内容及び重要事項の説明を行いました た

			年	月	日
事業者	所在地 事業者名	東京都板橋区四葉二丁 医療法人財団 朔望会 下赤塚地域包括支援セ			
	説明者氏名				

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業契約書の締結にあたり、上記のとおり 説明を受け、内容に同意し、重要事項説明書を受領しました。

_
_
_
_
_